

1 1. 消防職員及び消防団員の活動と処遇

消防職員、団員は国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、火災の予防、災害に因る被害の軽減等、日夜を問わず、旺盛な消防精神により献身的な活動を行っている。

最近の火災は大規模化、広域化、複雑多様化している現状にあり、人命の安全が強く叫ばれ、県民の安全及び福祉に直接寄与する消防に対する県民の期待は大きく、こうした県民の期待に応えるため、消防の活動は火災、救急のみならず、水難事故、催し物の警戒等、質・量ともに多方面にわたっている。

消防職団員の活動には常に危険が伴っているにもかかわらず、住民の安全確保のため敢然と立ち向かい被害を最小限に食い止めようとしている。最近は、特に地震対策の必要性が強調され、大地震に伴う火災対策など、総合訓練により万全を期しているが、ますます消防活動が重要性を持っている。

1. 出動状況

救急・救助業務、火災及び風水害等の防除に出動した県下の消防職員、団員は平成 23 年の 1 年間において、出動延べ人員 1,687,960 人、出動回数 420,642 回にのぼっている。

これを 1 日当たりの出動回数で見ると 1,152 回 (4,625 人) となる。出動種別では救急業務 67.0% (280,484 回)、火災 1.0% (4,536 回)、演習訓練 7.0% (29,667 回)、特別警戒 2.7% (11,617 回)、救助活動 0.6% (2,723 回)、風水害等災害及び捜索 0.3% (1,184 回)、その他 (訓練指導、予防査察、誤報いたずら等) 21.4% (90,431 回) となっている。

2. 公務災害の状況

平成 23 年中における火災及び風水害等の防ぎよに出動した職務遂行中、死亡及び負傷した消防吏員及び消防団員の数は 75 人であり、原因を見ると、火災 11 人 (14.7%)、風害等災害 2 人 (2.7%)、救急業務 12 人 (16.0%)、演習訓練 29 人 (38.7%)、特別警戒 2 人 (2.7%)、その他 19 人 (25.3%) となっている。

消防吏員及び消防団員の公務による死傷者数

平成 23 年 1 月 1 日～12 月 31 日

種別		計	火災	風水害等の災害	救急業務	演習・訓練等	特別警戒	捜索	その他
吏・団員の別									
消防吏員	死者	1							1
	負傷者	46	3	2	12	15			14
消防団員	死者	0							
	負傷者	28	8			14	2		4

3. 処遇

(1) 消防職員の勤務条件等

消防職員は勤務の特殊性や、職務に危険性があるので格別の処遇が必要であるが、給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの市町村条例（組合条例）によって定められており、地域的な格差が多少ある。

ア 勤務体制等

平成6年4月1日に労働基準法の一部が改正され、週40時間勤務が義務づけられたことで、現在、県内の多くの消防本部では、週休二日制を実施している。

消防職員の勤務時間数

平成24年4月1日現在

I 一週間当たりの勤務時間数

勤務別 時間区分	毎日勤務者	交代制勤務者
37 時間未満		
	10 人 (再任用)	12 人 (再任用)
37 時間以上	1 本部	2 本部
38 時間未満	231 人	1,105 人
38 時間以上	29 本部	28 本部
39 時間未満	1,075 人	5,214 人
39 時間以上	1 本部	
40 時間未満	20 人	
40 時間		1 本部
		106 人
合計	31 本部	31 本部
	1,336 人	6,437 人

II 一当務当たりの勤務時間数

区分	
14 時間未満	
14 時間以上	
15 時間未満	
15 時間以上	30 本部
16 時間未満	
16 時間	1 本部
16 時間を 超える	
計	31 本部

イ 消防職員委員会

平成7年10月の消防組織法の改正により、新たに各消防本部に消防職員委員会が置かれることとなった。委員会は消防職員から提出された意見を審議し、その結果に基づいて、消防長に対して意見を述べることをその役割とし、平成8年10月1日から施行された。

ウ 公務災害補償

消防職員の公務災害による補償は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、障害補償年金、遺族補償、介護補償及び葬祭補償、並びに休業援護金等の給付等がある。

(2) 消防団員の処遇

消防団員の処遇としては、報酬、出動手当、公務災害補償、賞じゅつ金、消防見舞金、叙勲、表彰及び育英給付が行われている。

ア 報酬、出動手当

消防団員に対する報酬等の支給は、市町村条例で定められているが、支給額等はまちまちである。平成 24 年 4 月 1 日現在における報酬年額の詳細は統計表第 1 表のとおりである。

イ 公務災害補償

消防活動はしばしば危険な状況のもとで遂行されるが、消防団員が公務により災害を受けて死亡・負傷・疾病にかかったりした場合は、市町村条例の定めるところにより、公務により受けた損害を補償しなければならない。このため「消防団員等公務災害補償等公共済基金法」により市町村の支払責任の共済制度として、基金が設立されており、これにより全国統一的な損害補償制度が確立されている。

市町村条例で定める公務災害補償は、政令で定める基準によりこの補償の種類は「療養補償」、「休業補償」、「傷病補償年金」、「障害補償」、「介護補償」、「遺族補償」、「葬祭補償」となっている。

なお、この制度は消防団員以外には水防団員及びその協力者、消防協力者にも適用される。

4. 消防表彰等

消防関係者については、地域社会に起こるあらゆる災害から住民の生命、財産を守るという任務を持っており、その職務は著しく危険性が高いので、活動に対して精神的に報いる必要があり、国・千葉県・日本消防協会等が消防職員・団員に対して各種の表彰を行っている。

表彰種別	叙勲（死亡叙勲を除く）			褒章		消防庁長官定例表彰				
	瑞宝小綬章	瑞宝双光章	瑞宝単光章	藍綬褒章	紅綬褒章	功労章	永年勤続功労章	表彰旗	竿頭綬	表彰状
23年度	5	48	24	3	3	10	93	1	0	0

県の行う表彰

定例表彰（市町村出初式及び消防大会における表彰）と随時表彰とがあり、「千葉県消防表彰規則」等に基づいて行われる。

なお、表彰状況は次表のとおりである。（平成 23 年度）

特別 功労章	永年勤続 功 労 章	功 労 章	精 勤 章	消防文化 功 労 章	内助功労 感 謝 状	石油コンビナ ー等防災 関係表彰	防災危機 管理監章
15	60	180	437	3	48	2	542

消防協会が行う表彰

日本消防協会及び千葉県消防協会では、毎年定例的に消防関係者に対する表彰を広く行っている。

なお、表彰状況は次表のとおりである。（平成 23 年度）

日 本 消 防 協 会 表 彰								千 葉 県 消 防 協 会 表 彰								
特別表彰 まとい	特別功労 章	功績章	精績章	勤続章	優良婦人 消防隊	優良婦人 消防隊員	永年勤続 職員	特別功労 章	永年勤続 功労章	功績章	功労章	精勤章	操法指導 者感謝状	内助功労 感謝状	表彰状	特別表彰
0	0	32	78	307	0	0	0	8	217	36	124	379	3	179	6	19

第 1 表 千葉県消防操法大会入賞記録

第 48 回		
	ポンプ車操法の部	小型ポンプ操法の部
最 優 秀 賞	君津市消防団	大網白里町消防団
優 秀 賞	いすみ市消防団	八街市消防団
優 良 賞	浦安市消防団	大多喜町消防団

第 2 表 全国消防操法大会出場隊

実 施 年 月 日	出 場 隊 名	備 考
平成 24 年 10 月 7 日	君津市消防団	優良賞（7 位入賞）